

令和4年第2回定例会

# 鳴沢村議会会議録

令和4年6月14日 開会

令和4年6月17日 閉会

鳴沢村議会

## 令和4年第2回鳴沢村議会定例会会議録

令和4年6月14日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 小林 清一
7番 小林 昭一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 三浦 直樹

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林茂澄  
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充  
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 渡邊 積  
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信  
教育課長 木暮富人 会計管理者 渡邊安司

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一  
議会事務局書記 渡辺栄一

### 7、会議事件

承認第 1号 鳴沢村税条例等の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件  
報告第 1号 令和3年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書

## の報告

- 報告第 2 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告
- 議案第 2 0 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 1 号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 2 号 富士五湖広域行政事務組合規約の変更について
- 議案第 2 3 号 令和 4 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 2 4 号 令和 4 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

## 8、本日の議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 承認第 1 号 鳴沢村税条例等の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第 5 報告第 1 号 令和 3 年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第 6 報告第 2 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告
- 日程第 7 議案第 2 0 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 8 議案第 2 1 号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 2 2 号 富士五湖広域行政事務組合規約の変更について

- 日程第 1 0 議案第 2 3 号 令和 4 年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 1 1 議案第 2 4 号 令和 4 年度鳴沢村介護保険特別会計  
補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 2 一般質問

## ◎議長挨拶

議長（三浦直樹君） 令和4年第2回定例会開会に先立ち、ご挨拶申し上げます。

初めに、今定例会より、小林茂澄新教育長に出席いただいております。今後のご活躍を祈念いたします。

さて、梅雨入りし、ぐずついた天気が続きます。積乱雲による線状降水帯といった短時間でも想定外の豪雨となる災害が起こり得ます。

本年6月から気象庁は線状降水帯の予報を半日前から行っています。危機感を高め、対策を強化していただきたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限が解除され、県外からの観光客が村内にも増えています。

一方で、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化により、原材料の価格高騰が続き、原油価格や物価の上昇が続いています。

また、円安が進み、1ドル135円と24年ぶりの水準となり、こちらも経済への影響が懸念されます。

経済への対策も踏まえ、村民の生活も守るため、今定例会も慎重に審議いただきますようお願いし、挨拶とさせていただきます。

---

開会 午後3時00分

議長（三浦直樹君） ただいまから、令和4年第2回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

## ◎村長挨拶

**議長（三浦直樹君）** ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 令和4年第2回鳴沢村議会定例会開催に当たり、ご挨拶を申し上げます。

まずは、本日の開会をお願いしたところ、議員さん全員の出席の下、開会できますことをありがたく感謝を申し上げます。

先ほど議長さんも申し上げましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限が解除され、5月のゴールデンウィークの観光客の車の渋滞などもあり、鳴沢村民のコロナウイルス感染を心配いたしました。たまに出るくらいで安心しております。予防接種の効果が出てきているんじゃないかと思っております。

ただ、受けたくても受けられない方もおりますので、皆さん方に予防をしてもらうよう、また、感染が少なければ受けなくてもリスクが下がると思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

この地域も梅雨に入り、気をつけながらの生活となりますが、今日のような寒い日、またあるいは25℃以上になっている日もありますので、体調にはお互いに気をつけるよう努力したいと思っております。

鳴沢村には河川はありませんが、鳴沢地区、大田和地区に土砂災害警戒区域があり、ここに75世帯、約200名の方が住んでおり、6月4日に消防団で住民に声かけ、安全確認、水門設置訓練等を実施していただきました。

豪雨による災害はないのがよいわけですが、農作物が成長するには梅雨の時期の雨もなくてはならないと伺っております。大自然の営みである天候、気候はそのまま受け入れ、順応と正確な情報収集、日常の準備、早めの避難が大切だと思っておりますので、

皆様のご協力をお願いいたします。

本定例会では、専決承認 1 件、報告 2 件、条例を定める件 2 件、規約の変更 1 件、補正予算 2 件を上程しております。いずれの議案とも慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。どうかよろしくをお願いいたします。

---

**議長（三浦直樹君）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

### ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

**議長（三浦直樹君）** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、土屋文明君、渡辺次男君を指名いたします。

---

### ◎日程第 2 諸般の報告

**議長（三浦直樹君）** 日程第 2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第 1 2 1 条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、5 月 1 7 日に、第 1 回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでした。

次に、令和4年第1回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。  
**議会運営委員長（渡邊明雄君）** 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和4年第1回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月3日の午前11時及び6日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

3日は委員4名、6日は委員全員と両日ともに議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、6月3日の委員会で申し合わせた事項については、次の4項目です。

1、会期は本日より6月17日までの4日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、6月6日正午までとすること。

4、定例会の開催にあたっては、配布済みの案のとおり、新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること。

以上であります。

次に、6月6日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、6日正午に通告が締め切られた1名1件の一般質問通告書



の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 総務教育厚生常任委員長 佐藤博水君。

**総務教育厚生常任委員長（佐藤博水君）** 9番 佐藤博水。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和4年第1回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月3日午後3時より、委員会を招集いたしました。

委員全員と会議事件説明のため振興課長、住民課長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例等について及び今年度の委員会活動の内容についての2件です。

会議ではまず、村内の再生資源物の屋外保管に関する現状について、振興課長より説明を伺い、千葉市の条例の概要を住民課長より説明を伺い、意見交換を行いました。

続いて、委員会の活動として、住民との意見交換等、住民の声を聞くことをテーマに活動をしていくこととし、今年度の活動内容についての協議を行いました。

協議の結果、今年度は青少年育成会、ブルーベリー応援隊、ブルーベリージャム組合婦人部、婦人会の4団体と意見交換会を実施することと決定しました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての

報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 建設産業経済常任委員長 渡辺次男君。

**建設産業経済常任委員長（渡辺次男君）** 5番 渡辺次男。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和4年第1回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月6日午後3時20分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため振興課長、各担当職員、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、村が主体となって施工する村道・水道関係工事について、国・県が主体となって施工する工事について、道の駅リニューアルについて、土地開発行為等調整会議の報告についての4件です。

会議ではまず、振興課より、今年度予定している村が主体となって施工する村道・水道関係工事及び国・県が主体となって行う村内の工事等について説明を受けました。

続いて、道の駅リニューアルについて、5月19日に実施した道の駅専門部会での協議事項について報告を行い、その内容を基に意見交換を行いました。

続いて、5月19日に開催された鳴沢村土地開発行為等の適正化に関する条例に基づく土地開発行為等調整会議の内容について報告を行いました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 広報常任委員長 土屋文明君。

広報常任委員長（土屋文明君） 4番 土屋文明。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和4年第1回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

4月19日午後3時30分及び6月3日午後2時より、議案控室において広報常任委員会を開催いたしました。

両日ともに委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、まず4月19日が、なるさわ議会だより第48号（案）及び議会だよりモニターの選任についての2件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第48号についてレイアウト、記事内容について協議し、先月5月1日に配布いたしました。

今回の議会だよりでは、令和4年度当初予算の特集記事をメインに、総務教育厚生常任委員会による消防団との座談会や、建設産業経済常任委員会での道の駅なるさわ改善策等の協議などを掲載いたしました。

また、議会だよりモニターの選任については、候補者7名をモニターとして選任することに決定いたしました。

次に、6月3日が次号議会だより掲載予定の追跡レポートについて及びその他についての2件です。

会議では、次号に掲載する追跡レポートについて、令和3年に行われました一般質問と再度進捗状況の調査を行うことにした一般質問のその後の執行部の対応を追跡調査した記事を3件掲載することを決定いたしました。

また、議会の情報発信については協議していくことに決定いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

**議長（三浦直樹君）** 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの4日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 承認第1号 鳴沢村税条例等の一部を改正する 条例を定める専決処分につき承認 を求める件

**議長（三浦直樹君）** 日程第4、承認第1号鳴沢村税条例等の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

**税務課長（梶原 充君）** 承認第1号鳴沢村税条例等の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件につきまして、専決処分理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関連する村税条例等

の整備を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行ったものであります。

ページをめくっていただき、新旧対照表の1ページをご覧ください。

税条例の改正内容についてご説明させていただきますが、引用条項の整理や字句の訂正、内容が重複するものなどにつきましては割愛させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

1ページの第18条の4をご覧ください。

こちらは証明書に記載されている住所から、住所が明らかにされることにより、DV被害者等の生命や身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合などは、証明書には住所に代わる事項の記載を行うことが可能となる民法改正に伴う改正となります。

続いて、その下、第33条の第4項から次のページの第6項をご覧ください。

こちらは所得税の申告書が提出された場合、個人住民税の申告書も兼ねて提出があったものとみなす規定ですが、現行では上場株式等に係る配当所得につき、所得税と住民税において、それぞれ総合課税方式か分離課税方式かといった異なる課税方式の選択が可能となっています。今回の税制改正で、所得税と住民税とで課税方式を一致させることとされたため、異なる課税方式の選択が不可能となり、併せて改正するものです。

4ページ中段の第36条の2から7ページの第36条の3の3をご覧ください。

こちらは個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備で、配偶者控除額を算出する際は退職所得を含んだ合計所得金額により算出するため、この要件の明確化と配偶者等が退職所得等

を有する場合、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書等にその旨を明記することとなったため、併せて改正するものであります。

10 ページ下段の附則第7条の3の2をご覧ください。

こちらは住宅ローン控除において、入居に係る適用期限が令和7年度まで、控除期間は令和20年度までそれぞれ延長されたため、併せて改正するものであります。

11 ページの第10条の2をご覧ください。

こちらの項目は、固定資産税の課税特例措置についてになりますが、14 ページの右側の欄、改正後の第25項をご覧ください。こちらは水害対策として、知事により貯留機能保全区域の指定を受けた土地の課税標準額は4分の3となる軽減措置が講じられることとなったため、これを追加し、その他の条項の整理を行うものであります。

続いてその下、第10条の3をご覧ください。

こちらは住宅の断熱改修工事など省エネ改修工事を行った家屋の固定資産税は、翌年度分に限り税額の3分の1が減額されますが、良質な省エネ改修を支援する観点から、太陽光発電装置など対象工事が拡大されたことに伴い、併せて改正するものです。

16 ページの第12条をご覧ください。

こちらは景気回復に万全を期するという観点から、土地に係る固定資産税の負担調整措置、固定資産税が急激に上昇して税負担が重くなり過ぎないように、緩やかな上昇へ税負担を調整する仕組みを令和4年度に限り措置するため、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の最大5%から最大2.5%へ上昇幅の上限を引き下げるものです。

17 ページの第16条の3から20ページの第20条の3をご

覧ください。

こちらは先ほどもありました上場株式等の所得申告に係る課税方式について、所得税と住民税とで一致させることとなったため、併せて改正するものです。

22 ページ下段の第25条をご覧ください。

こちらは令和3年までに取得した家屋について、新型コロナウイルス感染症の影響によって入居が遅れたことにより、住宅ローン控除の適用要件を満たさなくなった場合でも、令和4年中までに入居すれば同様の減税措置が受けられるといった特例の適用期限が令和4年末で期限を迎えるため、令和5年1月1日付で削るものであります。

最後に、24 ページの附則第1条で施行期日としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。ただし、第1号から第3号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであります。

以上で承認第1号についての専決処分理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (三浦直樹君)** 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

**◎日程第5 報告第1号 令和3年度鳴沢村一般会計繰越明  
許費繰越計算書の報告**

**議長 (三浦直樹君)** 日程第5、報告第1号令和3年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

この件について報告を求めます。会計管理者。

**会計管理者 (渡邊安司君)** 報告第1号令和3年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、令和3年度事業の一部を令和4年度へ繰越す必要があり、令和3年第3回定例会及び本年第1回定例会において、議決していただいた繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

皆様に配布してあります明細一覧表をご覧ください。

一般会計が4事業、総額4,913万円を繰越明許費として設定しておりますが、このうち一部事業について、令和3年度内に執行することができたことなどにより2,192万2,000円を差し引いた2,720万8,000円を繰越いたしました。

事業の内訳は、総務行政諸費462万円、住基ネットワークシステム運用経費300万円、住民税非課税世帯等に対する臨時



特別給付金支給事業 8 1 8 万 8, 0 0 0 円、村道改良事業 1, 1 4 0 万円となっており、これらの財源として、国庫支出金の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 8 1 8 万 8, 0 0 0 円、社会資本整備総合交付金 3 5 0 万円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 3 0 0 万円、一般財源 1, 2 5 2 万円を繰越いたしました。

いずれの事業も様々な要因により、令和 3 年度内では執行が困難となったため、繰越明許としたものですが、鋭意、計画的に事業執行していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で報告第 1 号についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 以上で報告第 1 号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

---

## ◎日程第 6 報告第 2 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告

**議長（三浦直樹君）** 日程第 6、報告第 2 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告を議題といたします。

この件について報告を求めます。教育長。

**教育長（小林茂澄君）** 報告第 2 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価について報告させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条第 1 項の規定により、令和 3 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ったので、同条同項の規定により報告するものです。

議案の 2 枚目をご覧ください。

評価項目については、鳴沢村第5次長期総合計画、基本計画の施策に基づき、教育委員会の活動、教育委員会が管理、執行することについて、大項目として分類し、各項目を中項目、小項目に分類して3段階評価を行っています。また、教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務については、学校教育の充実、青少年の健全育成、文化活動の推進、文化財の保護と活用、生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーションの推進の6項目に分類し、3段階評価を行っています。

説明につきましては、前年度から変更となった主な部分のみとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

教育委員会の活動については、定例会、事務局との連携、村長との意見交換、学校訪問などの項目があり、良好に運営されているものと判断しております。

教育委員会が管理、執行することに関しても、随時関係課と連携を図りながら執行しております。

教育委員会が管理、執行を教育長に委任する事務についての3段階評価は、(6)スポーツ・レクリエーションの推進以外の項目については、前年度と同じになっています。

(1) 学校教育の充実の③国際理解教育の推進については、今後の方針として、小学校英語科の移行期間が終了し、令和2年度に全面実施となったが、鳴沢村では児童数が少ないため、県教育委員会での小学校英語専科教諭の配置がない状況です。そのため、5・6年生には近隣自治体と共同で、独自に英語専科教諭を配置する必要があるとしました。

④情報活用能力の育成については、令和2年度中にGIGAスクール構想に基づいた高速大容量ネットワークの整備と児童1人1台端末の整備が完了し、情報機器を取り入れた活用が始まった。また、デジタル教材の活用とICT支援員の派遣も継続

して行う。課題・問題点については、1人1台端末などのICT機器を情報教育に取り入れ、それらの端末を活かした授業をするためには、教員のICT機器活用能力の向上が必要としています。

⑥特別支援教育の実施については、評価の根拠の3行目にあるように、村単独雇用の教員、支援員を前年度の4名から1名増の5名としてあります。

⑦学校施設の整備については、1行目後段にて、令和3年度には感染症対策のため、中央廊下に水栓数12口の水道施設を整備した。また、各普通教室に3つある水栓をレバー式水栓に交換したとしました。

次のページをご覧ください。

(6) スポーツ・レクリエーションの推進の評価の根拠には、感染症の拡大により各種大会、教室、研修会などが中止となったことを記載し、評価を前年度のAからBへと変更しました。

以上で報告第2号についての報告を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の報告を終了いたします。

---

**◎日程第7 議案第20号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件**

**議長（三浦直樹君）** 日程第7、議案第20号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

**住民課長（小林昭博君）** 議案第20号鳴沢村国民健康保険税条例

の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等について、国から令和4年度における取扱いが示されたため、所要の改正を行うものです。

改正点をご説明申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等についての財政支援を令和4年度も同様に取り扱うことが示され、また、被保険者に特別な事由があった場合には、令和元年度から令和3年度相当分の過年度分の減免についても国の財政措置が受けられることが示されました。

これにより新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、令和元年度分から令和4年度分までの国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの納期限の保険税を減免できるようにするため改正を行うものであります。

附則として、公布の日から施行し、改正後の附則第14項の規定は、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上で議案第20号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

**◎日程第8 議案第21号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件**

**議長(三浦直樹君)** 日程第8、議案第21号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

**福祉保健課長(渡邊 積君)** 議案第21号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについての通知が、令和4年3月14日に発出されたことに伴い、令和4年度における減免の実施にあたり、所要の改正

を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者について、令和4年度分の介護保険料も減免の対象とするため、附則第6条第1項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第6条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上で議案第21号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案の

とおりに決定しました。

---

◎日程第9 議案第22号 富士五湖広域行政事務組合規約  
の変更について

議長（三浦直樹君） 日程第9、議案第22号富士五湖広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（三浦寿得君） 議案第22号富士五湖広域行政事務組合規約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本規約の変更につきましては、富士五湖広域行政事務組合新庁舎竣工に伴い、事務所の位置を変更する必要があり、併せて条文の整理を行うものであります。

規約の変更には、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議を行う必要があり、かつ同法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、所要の改正を行うものであります。

なお、附則として、施行期日は令和4年10月1日から施行するものであります。

以上で議案第22号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第10 議案第23号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)

◎日程第11 議案第24号 令和4年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)

**議長(三浦直樹君)** 日程第10、議案第23号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)及び日程第11、議案第24号令和4年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

**村長(小林 優君)** 議案第23号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)及び議案第24号令和4年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)の2件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和4年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに6,765万4,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算の総額を30億9,096万1,000円と



するものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、職員の人事異動に関する人件費をはじめ、くらし応援給付金支給事業 3, 462 万 6, 000 円、生き生き広場管理事業 2, 297 万 4, 000 円、やまなしスポーツ・文化合宿等再開支援事業 1, 165 万円などで、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金 2, 552 万 2, 000 円、寄付金 2, 000 万円、前年度からの繰越金 2, 186 万円などを見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む令和 4 年度予算と令和 3 年度から令和 4 年度に繰越明許させていただいた予算の総額は 31 億 1, 816 万 9, 000 円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第 23 号及び議案第 24 号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第 23 号及び議案第 24 号の 2 件については、会議規則第 36 条第 1 項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

## ◎日程第 12 一般質問

**議長（三浦直樹君）** 日程第 12、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

佐藤博水君からの「防災倉庫や避難所への備蓄品数は万全を期して準備できているか。今後の入れ替え計画等について」の質問を許します。9 番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 9番 佐藤博水。

いつ発生するか分からない富士山噴火や地震、土砂崩れ等の自然災害に備え、鳴沢村防災倉庫や避難所への備蓄品の数量等は万全でしょうか。また、備蓄品の入替え計画等について村長に伺います。

鳴沢村では、令和2年度に防災倉庫10棟を村内に設置し、避難所用ファミリールーム、段ボールベッド、自動ラップ方式トイレ等が備蓄され、避難所等においては物品が充実し、村民を災害から守る施策、転ばぬ先のつえとして安心感が増してきていると考えます。

さらに昨年度、道の駅なるさわの浄化槽改築工事が施工され、村民と観光客を含む来村訪問者等が利用できる災害用マンホールトイレ14基が設置できる状況となっています。

先般の新聞報道によりますと、各地で防災用として備蓄してあるトイレが非常に少ないことが指摘されておりましたが、この事業により防災面では一步リードを図り、さらに様々な面での前進を期待しているところであります。

道の駅なるさわの浄化槽への災害用のトイレの保管方策、格納倉庫等の充実を図るべきと考えますが、準備計画を伺います。

また、避難所への備蓄品の非常食品等の入替え周期と効果的な消費計画について伺います。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員の防災倉庫や避難所への備蓄品数は万全を期しているかの質問ですが、防災担当、また避難所関係の総務課長に答弁をお願いいたします。

議長（三浦直樹君） 総務課長。

総務課長（三浦寿得君） 道の駅なるさわは、災害発生後に身の安全を確保する指定緊急避難場所に指定されております。

災害が起こった場合は、観光客として来場している1,900人が避難者となり得ることを想定し、災害時に不足するトイレを補うために、マンホール型トイレとして14基分を令和3年度の浄化槽改修工事で整備いたしました。アルミ製の組立てトイレ、トイレブーステント、トイレトーパー等は、令和2年度に整備しました防災倉庫を浄化槽隣に移設し、保管しております。

村では、被災者の衛生的な環境の維持のため、避難所定員数に応じて5日間に必要なトイレとして、災害用排便処理袋セットを全ての防災倉庫に整備しております。

また、高齢者等の要配慮者が室内でも安心して利用できる自動ラック式トイレ10基を各避難所の規模に応じ、令和2年度に配備いたしました。

大規模災害等でトイレが使えなくなった際、自治体を用意している備蓄分だけでは足りないおそれが明らかになり、備蓄しやすい携帯トイレなどをふだんから家庭や職場に用意するなど、個人の対策も不可欠であると防災専門家が指摘しております。

自然災害以外の原因により断水が発生した場合でも、衛生環境を保つために、各家庭においても一人が1日平均5回使用できる簡易トイレや携帯トイレを食料などとともに備蓄することが必要であります。

避難所等の備蓄品については、山梨県消防防災課で作成しました山梨県東海地震被害想定調査報告書に基づき、災害により住居に引き続き住むことが困難な鳴沢村の住居制約者数は459人であることから、本村の想定避難者数を460人として、避難所の収容定員に応じて、各防災倉庫に必要な数量を計画的に整備しております。

備蓄品の消費期限の管理につきましては、水、米、缶詰等の備

蓄品の消費期限が5年のものに統一し、村内6か所の防災倉庫の備蓄品一式をローテーションで全て更新するようしております。

また、消費期限が到来する備蓄品については、これまで防災備蓄食を活用したSDGsの取組として、保育所へおやつ材料として提供しました。

備蓄品、資機材の管理については、過去の大規模災害を教訓に、国や県が市町村の物資拠点や避難所までの物資の供給状況を把握の上、一体的に管理、情報共有することができる内閣府が用意した物資調達輸送調整等支援システムを活用した物資管理を令和2年度から運用しております。

以上で佐藤博水議員からの質問の答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 備蓄品等いろいろ備蓄してあるようでございます。しかし、乳幼児等のミルク等は妥当であるかどうか伺います。

議長（三浦直樹君） 総務課長。

総務課長（三浦寿得君） ミルクにつきましても、この460人ということ根拠に必要な分を備蓄しております。

議長（三浦直樹君） 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 有事の際には、避難所の状況は伺って分かりました。

有事の際には、誰が指揮して、備蓄倉庫の鍵はどこで保管し、開錠は誰が行うか。また、具体的な住民への周知徹底が重要と考えますけれども、説明や案内はどのように進めていくのかを伺います。

議長（三浦直樹君） 総務課長。

総務課長（三浦寿得君） 災害が起こったときは、当然ながら本部

長は村長が本部長となって、その指揮の下、災害対応をさせていただきます。

また、備蓄品の倉庫の鍵につきましては、災害時に鍵を見つけるなんていうことがないように、各防災倉庫に暗証番号付きボックスを設置しておいて、そこに鍵を入れるようになっておりますので、防災担当でなくても、その暗証番号を伝えと、そこに行って鍵を取り出し、中の物資を取り出すことができるようになっております。

**議長（三浦直樹君）** 佐藤博水君。

**9番（佐藤博水君）** いろいろのことをありがとうございます。しかし、また被災者が直接行って、すぐ行っても分かるような説明文とか何とかをして周知徹底するようにしていただければ、よりみんな住民が安心して、いつどこへ行っても誰かできるというようなことが考えられてきますので、その対応をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

**議長（三浦直樹君）** 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は6月15日及び16日の2日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。

したがって、本会議は6月15日及び16日の2日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は6月17日午前11時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3 時 5 6 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 6 月 1 4 日

議会議長

署名議員

署名議員

令和4年6月17日再開

1、出席議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 小林 清一
7番 小林 昭一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 三浦 直樹

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林茂澄  
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充  
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 渡邊 積  
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信  
教育課長 木暮富人 会計管理者 渡邊安司

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一  
議会事務局書記 渡辺栄一

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第23号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第1号)  
日程第4 議案第24号 令和4年度鳴沢村介護保険特別会計  
補正予算(第1号)  
日程第5 委員会の閉会中の継続調査の件

---

再開 午前10時58分

**議長（三浦直樹君）** 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（三浦直樹君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林清一君、小林昭一君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（三浦直樹君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

令和4年第1回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、3番 渡辺宗司君。

**3番（渡辺宗司君）** 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

令和4年3月22日午前10時より定例会が招集され、会議が行われました。

議員17名と会議事件説明のために、組合長をはじめ執行部2名の出席がありました。

会議事件は4件で、本会議においては、まず会期が3月22日の1日限りと決定されました。



次に、会議録署名議員の指名が行われ、6番 小佐野 岬君、  
11番 井出正広君が指名されました。

次に、議案第1号令和3年度鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合一般会計補正予算（第4号）について専決処分の報告及び承認を求めることについてが議題とされ、総務費に20万円を追加し、予備費を20万円減額することで、原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号令和4年度鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合一般会計予算についてが議題とされ、歳入歳出予算の総額はそれぞれ9,127万5,000円とすることで、原案のとおり承認されました。

次に、議案第3号令和4年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計予算についてが議題とされ、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,750万円とすることで、原案のとおり承認されました。

次に、議案第4号一般選出監査委員選任の同意を求めることについてが議題とされ、渡辺軍治君に同意することが決定しました。

なお、会期中、全員協議会が行われ、県から富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画についての経過説明及び事業計画地において、国が行う地形測量の実施にあたり、本組合から同意を得られたとの説明がありました。

以上で、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 河口湖南中学校組合議会、3番 渡辺宗司君。  
**3番（渡辺宗司君）** 河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

令和4年3月22日午後2時より定例会が招集され、会議が行

われました。

議員14名と会議事件説明のために、組合長をはじめ執行部9名の出席がありました。

会議事件は1件で、まず、会期が3月22日の1日限りと決定されました。

次に、会議録署名議員の指名が行われ、1番 渡辺正人君、15番 井出総一君が指名されました。

次に、議案第1号令和4年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出予算についてが議題とされ、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億7,547万9,000円とすることで、原案のとおり決定されました。

以上で、河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 富士・東部広域環境事務組合議会、9番 佐藤博水君。

**9番（佐藤博水君）** 令和4年第1回富士・東部広域環境事務組合議会定例会についての報告をさせていただきます。

令和4年3月29日13時30分より招集され、全員協議会、本会議が富士吉田市環境美化センター会議室において行われました。

議員18名と会議事件説明のため、管理者 堀内 茂 富士吉田市長、副管理者 小林 優 鳴沢村長をはじめ、ほかの副管理者と執行部及び事務局の出席がありました。

選挙第1号議長の選挙について、指名推選により都留市 国田正巳議員が当選されました。議席の指定、会議録署名議員の指定に続き、会期は3月29日、1日間と決定されました。

選挙第2号副議長の選挙について、指名推選により富士吉田市羽田幸寿議員が当選されました。

会議事件は45件で、内容は、まず、議会発議第1号から第4号の内容は、富士・東部広域環境事務組合委員会条例の制定、以下、組合名を略します。会議規則の制定、傍聴規則の制定、管理者の専決処分事項の指定についての4件で、採決の結果、賛成議員全員で原案のとおり決定いたしました。

次に、専決処分の承認を求める案件の承認第1号から承認第25号まで一括議題として、内容は、承認第1号富士・東部広域環境事務組合休日を定める条例、承認第2号、以下、組合名を略します。公告式条例、承認第3号定例会の回数を定める条例、承認第4号監査委員条例、承認第5号公平委員会設置条例、承認第6号公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例、承認第7号事務局設置条例、承認第8号行政手続条例、承認第9号職員定数条例、承認第10号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、承認第11号職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、承認第12号職員の勤務時間、休暇等に関する条例、承認第13号職員の育児休業等に関する条例、承認第14号職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、承認第15号管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例、承認第16号議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例、承認第17号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、承認第18号証人等の実費弁償に関する条例、承認第19号派遣職員の給与に関する条例、承認第20号職員旅費支給条例、承認第21号手数料条例、承認第22号長期継続契約の締結に関する条例、承認第23号指定金融機関の指定、承認第24号令和3年度富士・東部広域環境事務組合一般会計予算、承認第25号常勤の職員に対する退職手当の支給事務及び非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害に対する補償事務の事務委託に関する規約の25件で、採決の結果、賛成議員全員で原案のとおり承認

されました。

議案第1号令和4年度富士・東部広域環境事務組合一般会計予算で、総額は、歳入歳出それぞれ1億8,935万3,000円とするもので、採決の結果、賛成全員で可決されました。

議案第2号から議案第13号まで一括議題とし、議案第2号富士・東部広域環境事務組合情報公開条例の制定について、議案第3号、以下、組合名を略します。個人情報保護条例の制定について、議案第4号情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について、議案第5号行政不服審査会設置条例の制定について、議案第6号法務専門職員の任用等に関する条例の制定について、議案第7号人事行政に運営等の状況の公表に関する条例の制定について、議案第8号財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例の制定について、議案第9号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について、議案第10号財政調整基金条例の制定について、議案第11号財政事情の作成及び公表に関する条例の制定について、議案第12号一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について、議案第13号常勤の職員に対する退職手当の支給事務及び非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害に対する補償事務の事務委託に関する規約の一部改正についての12件で、採決の結果、いずれも賛成全員で可決されました。

同意第1号監査委員の選任（識見者）について、富士吉田市富士見2丁目2番12号、渡邊龍雄氏が選任され、同意されました。

同意第2号監査委員の選任（議会）について、大月市賑岡町浅利1214番地、鈴木基方氏が選任され、同意されました。

同意第3号公平委員会委員の選任について、富士吉田市中曾根

1丁目3番12号、羽田明弘氏、富士河口湖町小立869番地、古屋賢一氏、上野原市上野原4869番地、高橋 正氏が選任され、同意されました。

以上で、富士・東部広域環境事務組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第3 議案第23号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）

◎日程第4 議案第24号 令和4年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）

**議長（三浦直樹君）** 日程第3、議案第23号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）及び日程第4、議案第24号令和4年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括して議題といたします。

本案に、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 三浦雄一郎君。

**予算決算常任委員長（三浦雄一郎君）** 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第23号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）及び議案第24号令和4年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会期日程に従い、本日開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された2議案について、賛

成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（三浦直樹君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第23号及び議案第24号の2件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第23号及び議案第24号の2件は、委員長の報告どおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（三浦直樹君）** 起立全員です。したがって、議案第23号及び議案第24号の2件は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎日程第5 委員会の閉会中の継続調査の件

**議長（三浦直樹君）** 日程第5、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長(三浦直樹君)** 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて令和4年第2回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時16分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年6月17日

議会議長

署名議員

署名議員